

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成30年3月9日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教員委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成30年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成30年3月9日(金) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第 2. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第15. 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16. 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17. 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18. 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 日程第20. 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 日程第28. 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第29. 議案第33号 牛久市道路の廃止について
- 日程第30. 意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
- 日程第31. 意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について
- 日程第32. 意見書案第3号 性犯罪被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第33. 意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第34. 意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について
- 日程第35. 意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について
- 日程第33. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、議案第5号ないし日程第29、議案第33号の29件、日程第30、意見書案第1号ないし日程第35、意見書案第6号の6件を一括議題といたします。



議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第33号 牛久市道路の廃止について
- 意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
- 意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について
- 意見書案第3号 性犯罪被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首长懇談会6市村に要望する意見書の提出について
- 意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） これより議案第5号ないし議案第33号の29件意見書案第1号ないし意見書案第6号の6件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。答弁に関しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願いいたします。

初めに、議案第5号についての質疑を許します。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、議案第5号について、何点が質問をしたいと思います。

今回、議案第5号は、県からの権限委譲により市の条例を制定するというところでございます

が、最後の施行規則、附則のところですね。この条例については、30年4月1日からの施行となっている中で、16条の第20号、これにつきましては期日が10月1日となって約半年期間がずれているわけなんです、この理由について。

そして、その下におきます平成33年3月31日までの間ということなんです、この規定についてもみなし規定なのかどうか、確認をいたします。

それと、この条例制定に当たりまして、他の自治体の条例を調べましたところ、暴力団の排除という規定がある条例がありました。牛久市ではこの問題についてはどのようにこの条例の中で盛り込まなかったのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

まず、附則の関係でございますが、10月31日から施行する部分でございますが、生活介護にかかわる規定でございますが、国のほうで一定回数以上を超えるケアプランを策定した場合に、ケア会議等で諮って自制を勧告するというような内容のものでございますが、これは国が4月に基準を定めまして、6カ月間の周知期間を設けて10月から施行するということが決定しておりますので、それに合わせた規定になってございます。

それと、33年3月31日までの部分でございますが、この条例の第6条は、指定居宅介護支援事業者にかかわる管理者の規定になってございます。管理者は、主任介護支援専門員でなければならないという規定でございますが、これを平成33年3月31日までににつきましては、介護支援専門員とすることができるという猶予規定が設けられております。

それと、暴力団に関しましては、牛久市の場合は、牛久市暴力団排除条例を制定しておりますので、この中でさまざまなそういう規定が設けられておりますので、個別の条例においては暴力団の関係は盛り込まれておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 周知期間の関係で半年間の期間のずれがあるということなんです、この条例の中で、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護については、その利用の妥当性を検討するという、それでなおかつ、そういうことについては市に届けなければならないという、このところではやはりケアプランを立てるときには、利用者の希望を最大限に尊重して計画を策定するというのが基本ではないかと思いますが、このような規定が入るということは、利用の制限につながるのではないかというふうに考えますが、その辺のことについてはどのようにこの条例の中で考えていくのか、伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

杉森議員の一般質問においてもお答えしましたが、利用制限につながるという御心配はありますけれども、市としましては地域ケア会議に諮った上で、その方の状況、認知症の状況であるとか、介護する家族の状況等を適切に判断して、利用者の方の自立支援につながるようなケアプランになるように勧告をしていくということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。

○議長（板倉 香君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

○議長（板倉 香君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（板倉 香君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第26号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第27号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第28号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第29号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第30号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第31号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第32号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第33号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。
次に、意見書案第1号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。
次に、意見書案第2号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（板倉 香君） 以上で意見書案第2号についての質疑を終結いたします。
次に、意見書案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

本日の議題となっております議案第5号ないし議案第22号の18件、議案第31号ないし議案第33号の3件、意見書案第1号ないし意見書案第6号の6件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会へ付託いたします。

平成30年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について

意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について

意見書案第3号 性犯罪被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条

例について

- 議案第 7 号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 平成 29 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 20 号 平成 29 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 平成 29 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 意見書案第 4 号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第 6 号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について

◎産業建設常任委員会

- 議案第 17 号 牛久市地域牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 平成 29 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 21 号 平成 29 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第31号 牛久市道路線の認定について

議案第32号 牛久市道路線の路線変更について

議案第33号 牛久市道路線の廃止について

平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金		
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		
12 分担金及び負担金	1 負担金		2 教育費負担金	
13 使用料及び手数料	1 使用料		5 教育使用料	1 総務使用料 4 土木使用料
	2 手数料		4 教育手数料	3 土木手数料
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金 3 教育費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金	2 民生費国庫補助金 5 土木費国庫補助金 [14-2-5-4-2のうちスポーツ振興課分] 6 教育費国庫補助金	3 衛生費国庫補助金 5 土木費国庫補助金 [14-2-5-2、14-2-5-4-2のうち都市計画課分]
	3 委託金	1 総務費委託金		
15 県支出金	1 県負担金	1 民生費負担金 [災害救助]	1 民生費県負担金 [社会福祉・児童福祉] 3 教育費県負担金	
	2 県補助金		1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	2 衛生費県補助金 3 農林水産業費県補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		3 借地取得基金繰入金
20 諸収入	5 雑収入	4 雑入	4 雑入	
21 市債	1 市債	1 衛生債 2 消防債 3 土木債 4 教育債 5 臨時財政対策債		

第1条 第1表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 (目) 2. 文書費 (目) 3. 広報広聴費 (目) 6. 財産管理費 [公用車を管理する] [庁舎を維持管理する] [市長車・議長車・バスを運行する] [リフレを維持管理する] (目) 9. 電子計算費 (目) 10. 自治振興費 (目) 16. 財政調整基金費 (目) 18. 諸費 (項) 2. 徴税費 (目) 2. 賦課徴収費 (項) 3. 戸籍住宅基本台帳費 (目) 1. 戸籍住宅基本台帳費 (項) 4. 選挙費 (目) 5. 茨城県知事選挙	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 2. 老人福祉費 (目) 3. 介護保険費 (目) 7. 自立支援給付費 (目) 8. 自立支援医療費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (目) 14. 後期高齢者医療給付費 (目) 15. 医療福祉費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 (目) 2. 予防費 (目) 3. 母子衛生費 (款) 8. 土木費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 6. 財産管理費 [未利用地を売却する] (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (項) 2. 清掃費 (目) 2. じんかい処理費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 3. 農業振興費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費

<p>6. 衆議院議員選挙</p> <p>(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 2. 非常備消防費 (目) 3. 消防施設費 (目) 4. 防災対策費</p> <p>(款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 2. 利子</p>	<p>(項) 4. 都市計画費 (目) 3. 公園費 [牛久運動公園の駐車場を整備する] [(国補正事業分)のうち駐車場改修工事]</p> <p>(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 (目) 3. 教育指導費 (項) 3. 中学校費 (目) 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費 (目) 2. 生涯学習センター費 (目) 3. 図書館費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費</p>	<p>(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 1. 道路橋梁総務費 (目) 2. 道路維持費 (目) 3. 道路新設改良費 (目) 4. 排水路整備費 (項) 3. 河川費 (目) 1. 準用河川費 (項) 4. 都市計画費 (目) 2. 公共下水道費 (目) 3. 公園費 [牛久運動公園借地を取得する] [牛久運動公園の駐車場を整備する] [(国補正事業分)のうち駐車場新設工事] (目) 5. 森林公園費 (目) 6. 駅周辺整備費</p>
--	--	---

第 2 条 第 2 表 繰越明許費補正 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第 3 条 第 3 表 債務負担行為補正 教育民生常任委員会

第 4 条 第 4 表 地方債補正 総務常任委員会

○議長(板倉 香君) つきましては、各常任委員会において、受託案件を審査終了の上、来る 26 日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

また、予算特別委員会において、議案第 23 号ないし議案第 30 号の 8 件を審査終了の上、来る 26 日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第 36、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長(板倉 香君) お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明日 10 日から 25 日までの 16 日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(板倉 香君) 御異議なしと認めます。よって、明日 10 日から 25 日までの 16 日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 16 分散会